

議 事 次 第

平成 25 年 4 月 18 日

於：霞山会館

1. 開 会

2. 技能労働者への適切な賃金水準の確保等について

3. 閉 会

(参考資料)

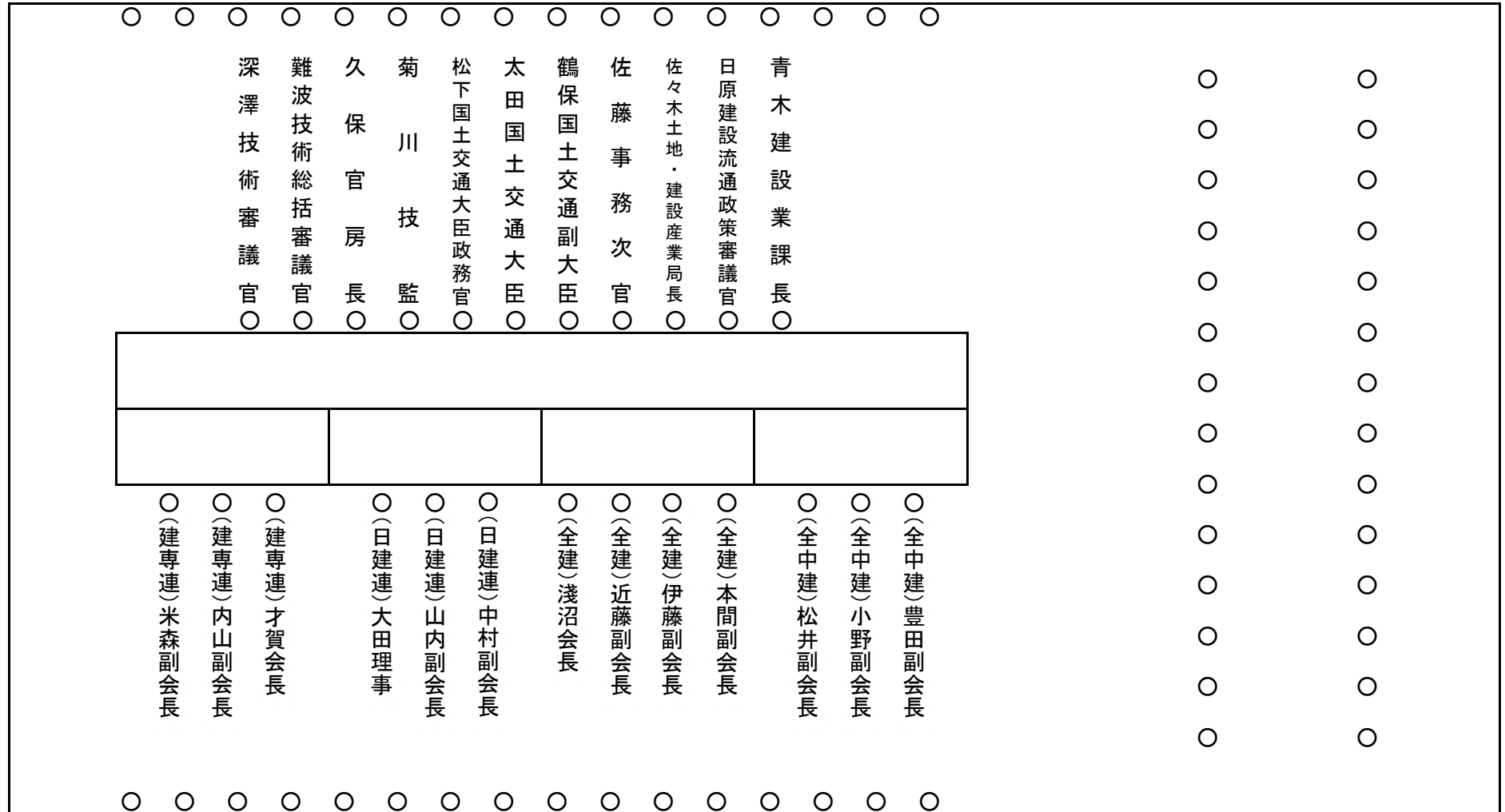
資料 1 平成 25 年度公共工事労務単価及び技能労働者への適切な賃金水準の確保等に係る要請について

資料 2 技能労働者への適切な賃金水準の確保について（国土交通省通知）

国土交通省・建設業団体合 配席図

日時：平成25年4月18日（木） 16:30～17:00

場所：霞山会館 牡丹の間（霞が関コモンゲート西館37階）



平成25年度公共工事設計労務単価及び技能労働者への 適切な賃金水準の確保に係る要請について

国土交通省 土地・建設産業局
平成25年4月

I . 単価設定のポイント

- (1) 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映
- (3) 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置（被災三県について単価を5%引上げ）

➡ 全国（全職種単純平均値）前年度比； +15.1%
被災三県（全職種単純平均値）前年度比； +21.0%

II . あわせて、技能労働者への適切な賃金水準の確保について各団体に要請

建設業団体あて

- (1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払
 - ・ 適切な価格での下請契約の締結
 - ・ 労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
 - ・ 雇用する技能労働者の賃金水準の引上げ
- (2) 社会保険等への加入徹底
 - ・ 元請は、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ額による下請契約の締結する
 - ・ 下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる
- (3) 若年入職者の積極的な確保
賃金引上げと社会保険への加入により、若年入職者を積極的に確保
- (4) ダumping受注の排除

公共発注者あて

- (1) 平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用
- (2) ダumping受注の排除
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用
- (3) 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

民間発注者あて

- (1) 労務費の上昇傾向を踏まえた工事発注
これ以上の技能労働者の減少を招かないよう、必要経費を含んだ適正な価格による工事発注
- (2) 社会保険料相当額の支払
労働者負担分及び事業主負担分の法定福利費を適切に含んだ額による工事発注

平成25年度公共工事設計労務単価について(主要12職種)

全国全職種平均(参考値)

15,175円

(単純平均値の前年度比; +15.1%)

被災三県 : 16,503円 (単純平均値の前年度比+21.0%)

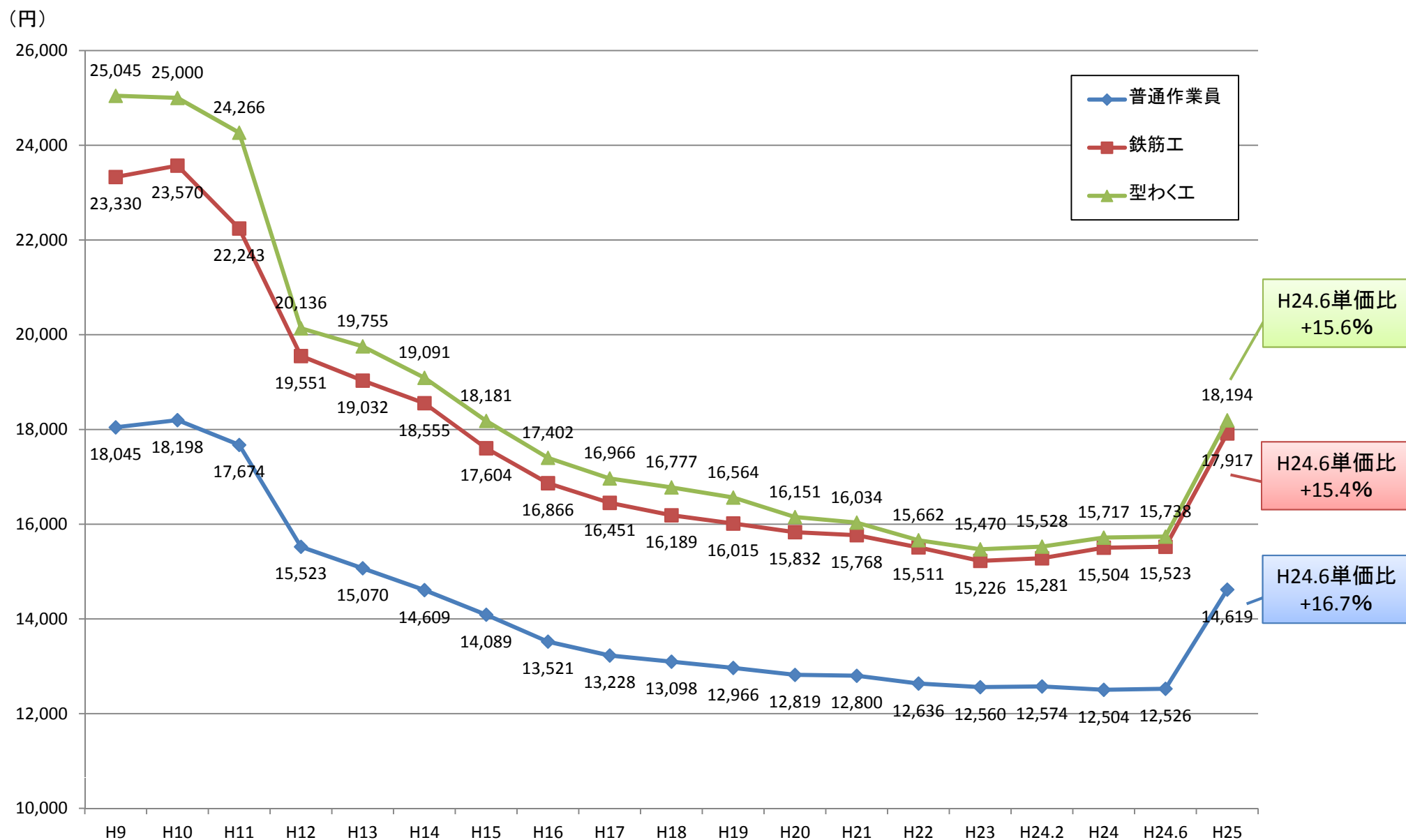
被災三県以外の都道府県 : 15,059円 (単純平均値の前年度比+14.6%)

全国全職種平均 : 15,175円 (単純平均値の前年度比+15.1%)

(円/1日8時間当たり、対前年度比(%))

	特殊作業員		普通作業員		軽作業員		とび工		鉄筋工		運転手 (特殊)		運転手 (一般)		型わく工		大工		左官		交通誘導員 A		交通誘導員 B		参考値 (斜字は全職種 単純平均)	
北海道	15,400	14.9%	12,700	15.5%	10,600	15.2%	15,700	17.2%	16,000	17.6%	15,300	15.0%	12,800	15.3%	15,400	17.6%	16,500	17.9%	16,500	17.9%	9,100	15.2%	8,300	16.9%	13,226	17.5%
宮城県	19,500	26.6%	15,100	28.0%	11,900	28.0%	18,900	26.0%	22,400	26.6%	21,400	27.4%	19,200	27.2%	24,000	25.7%	21,000	26.5%	21,800	25.3%	10,600	20.5%	9,700	21.3%	17,180	21.1%
東京都	20,600	19.1%	17,200	22.9%	12,800	18.5%	22,000	18.9%	22,200	18.7%	20,200	18.1%	16,700	18.4%	20,200	18.8%	22,800	18.8%	22,300	22.5%	11,300	16.5%	10,100	17.4%	17,015	18.3%
新潟県	16,500	12.2%	13,600	11.5%	12,100	12.0%	16,300	14.0%	17,100	14.0%	16,400	12.3%	14,400	12.5%	16,200	14.1%	16,500	13.8%	16,200	14.1%	9,500	11.8%	8,700	13.0%	14,263	13.5%
愛知県	18,800	13.3%	16,100	17.5%	12,300	13.9%	19,700	13.2%	18,400	15.0%	18,600	12.7%	16,700	13.6%	19,900	13.7%	20,700	17.6%	18,400	15.0%	10,400	15.6%	9,400	13.3%	16,497	13.8%
大阪府	17,900	9.8%	14,700	14.0%	11,500	10.6%	20,100	11.0%	18,700	15.4%	18,500	10.1%	15,600	9.9%	20,200	15.4%	18,100	13.1%	18,000	15.4%	9,500	13.1%	8,500	13.3%	15,291	12.6%
広島県	16,600	10.7%	14,700	12.2%	11,000	11.1%	17,200	11.7%	17,000	11.8%	17,000	10.4%	14,400	10.8%	16,600	12.2%	16,900	11.9%	15,900	12.0%	10,200	13.3%	9,100	13.8%	14,650	12.0%
香川県	16,600	12.9%	14,700	13.1%	11,200	13.1%	16,100	13.4%	16,000	13.5%	15,900	12.8%	14,800	13.0%	16,300	13.2%	17,100	13.2%	16,900	13.4%	9,400	16.0%	8,600	17.8%	15,021	13.3%
福岡県	17,000	11.1%	14,500	16.0%	10,500	11.7%	16,700	13.6%	16,100	13.4%	16,400	11.6%	13,700	11.4%	16,100	13.4%	17,100	13.2%	16,300	13.2%	8,900	15.6%	8,100	14.1%	14,651	13.6%
沖縄県	17,000	9.0%	13,700	13.2%	10,400	13.0%	18,600	10.7%	16,900	11.9%	19,300	9.0%	17,000	9.0%	18,100	10.4%	17,700	14.9%	17,200	14.7%	8,000	11.1%	7,400	13.8%	15,351	12.3%
参考値 (斜字は全国 単純平均)	17,550	14.4%	14,538	16.7%	11,194	15.0%	18,431	15.1%	17,981	15.4%	17,773	14.5%	15,314	14.5%	18,356	15.6%	17,523	16.1%	17,493	16.6%	9,636	14.4%	8,932	14.8%	15,175	15.1%

公共工事設計労務単価の推移

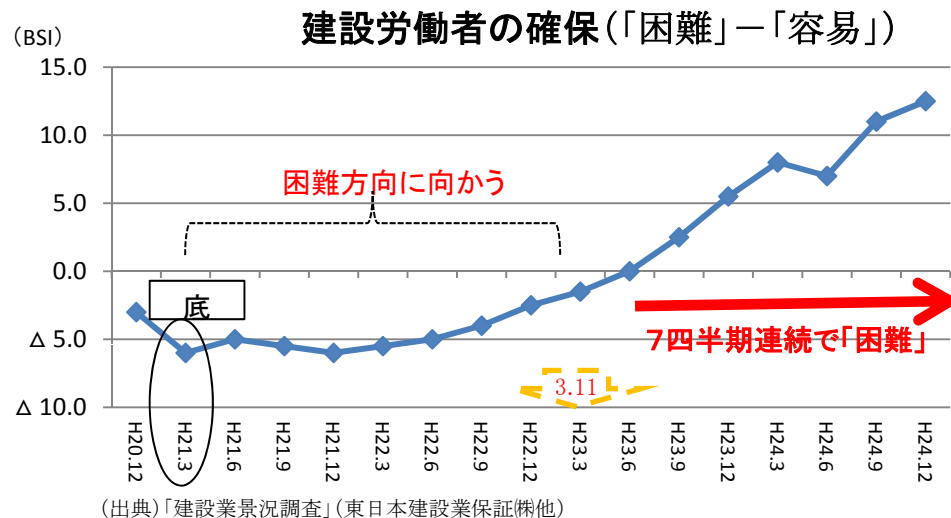
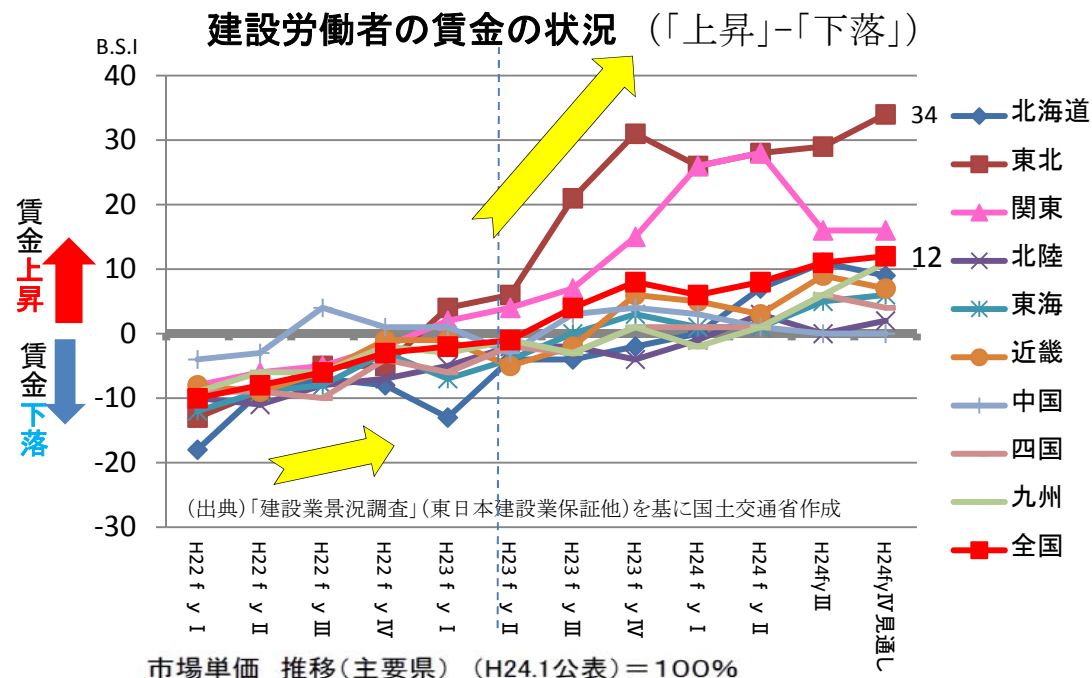
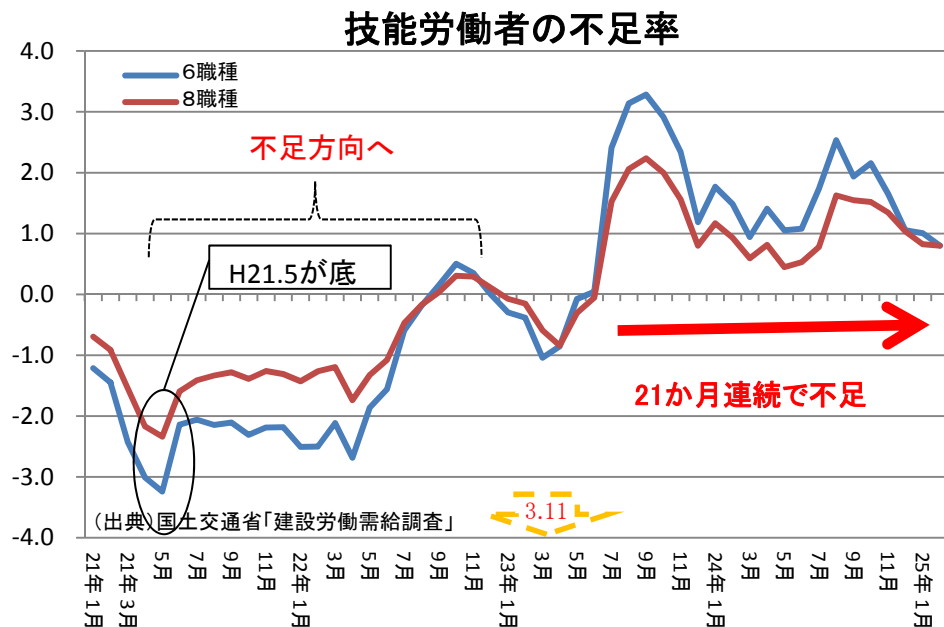


出所: 国土交通省「公共工事設計労務単価」
※数字は全国各都道府県の単純平均値

建設労働者の不足傾向、賃金の上昇傾向

○ 労働者の不足傾向は、平成21年春から始まっている構造的な問題

○ 賃金の上昇傾向も、東日本大震災の前から始まっており、現在、全国各ブロックで顕在化



○鉄筋工

刊行物種類
建設コスト情報(一般財団法人 建設物価調査会)

調査月	公表月	北海道	岩手	宮城	福島	東京	新潟	愛知	大阪	広島	香川	福岡
H22.8	(H22.10)	93.9%	86.1%	84.7%	86.1%	70.3%	97.1%	89.7%	101.9%	107.1%	93.8%	93.3%
H22.11	(H23.1)	93.9%	87.5%	86.1%	87.5%	78.4%	97.1%	89.7%	101.9%	107.1%	93.8%	93.3%
H23.8	(H23.10)	97.0%	93.1%	91.7%	93.1%	86.5%	97.1%	89.7%	96.4%	96.9%	96.9%	96.7%
H23.11	(H24.1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H24.2	(H24.4)	103.0%	111.1%	111.1%	108.3%	105.4%	105.9%	106.9%	113.2%	107.1%	100.0%	100.0%
H24.5	(H24.7)	103.0%	113.9%	113.9%	111.1%	108.1%	111.8%	106.9%	113.2%	107.1%	103.1%	103.3%
H24.8	(H24.10)	103.0%	116.7%	116.7%	113.9%	110.8%	111.8%	106.9%	117.7%	110.7%	103.1%	106.7%
H24.11	(H25.1)	103.0%	119.4%	122.2%	116.7%	113.9%	111.8%	113.9%	120.6%	114.3%	103.1%	110.0%

○型枠工

刊行物種類
建設コスト情報(一般財団法人 建設物価調査会)

調査月	公表月	北海道	岩手	宮城	福島	東京	新潟	愛知	大阪	広島	香川	福岡
H22.8	(H22.10)	100.0%	87.1%	86.9%	87.1%	88.3%	100.0%	89.3%	96.0%	98.0%	100.0%	97.8%
H22.11	(H23.1)	100.0%	87.1%	86.9%	87.1%	88.3%	100.0%	89.3%	96.0%	98.0%	100.0%	97.8%
H23.8	(H23.10)	100.0%	93.5%	93.4%	93.5%	98.3%	100.0%	96.4%	98.0%	98.0%	100.0%	100.0%
H23.11	(H24.1)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H24.2	(H24.4)	100.0%	121.5%	121.5%	121.5%	121.5%	121.5%	121.5%	121.5%	121.5%	108.3%	104.4%
H24.5	(H24.7)	100.0%	129.0%	131.1%	124.2%	126.6%	124.2%	121.5%	121.5%	108.3%	108.3%	104.4%
H24.8	(H24.10)	106.0%	132.3%	134.4%	127.4%	128.5%	121.5%	121.5%	121.5%	111.6%	108.3%	108.9%
H24.11	(H25.1)	106.0%	135.5%	137.7%	128.0%	130.2%	122.2%	121.5%	121.5%	111.6%	110.4%	113.3%

公共工事設計労務単価の概要

○ 性格: 公共工事の予定価格の積算用単価

※ 個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない

※ 建設労働者等の賃金相当額であって、労働者に支払われない諸経費分は含まれていない

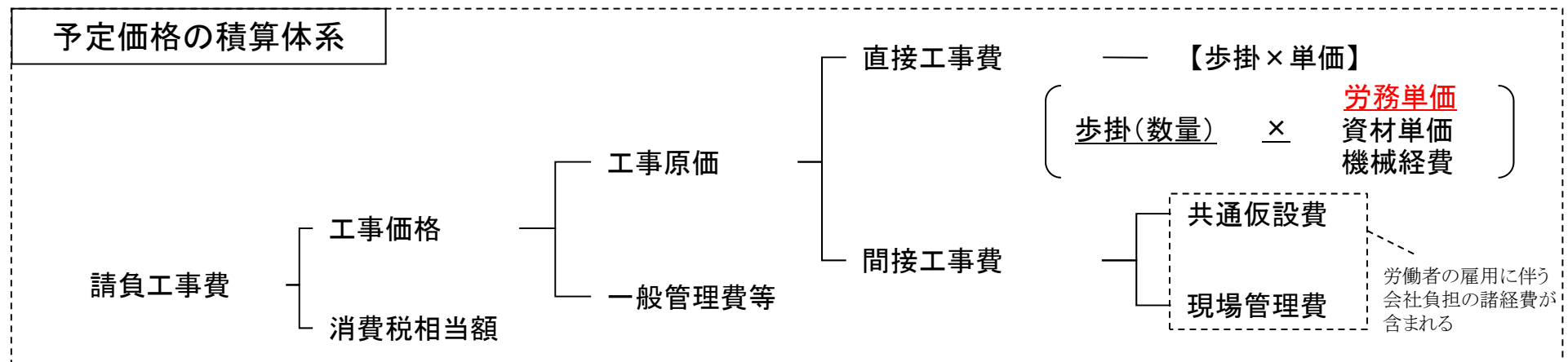
(諸経費分は、別途、共通仮設費及び現場管理費の項目で積算される)

○ 法令: 予算決算及び会計令第80条第2項

「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」

○ 設定: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約17万人)の賃金支払い実態を調査し、年1回、年度当初に設定。

○ 利用者: 国、地方公共団体、独法等が予定価格の積算に利用。



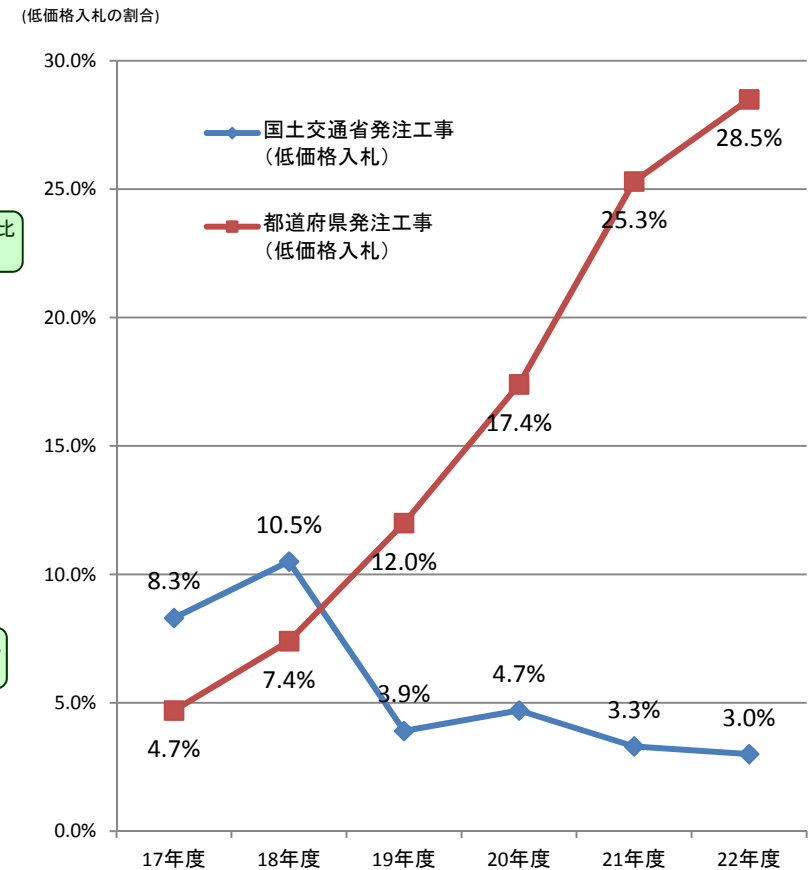
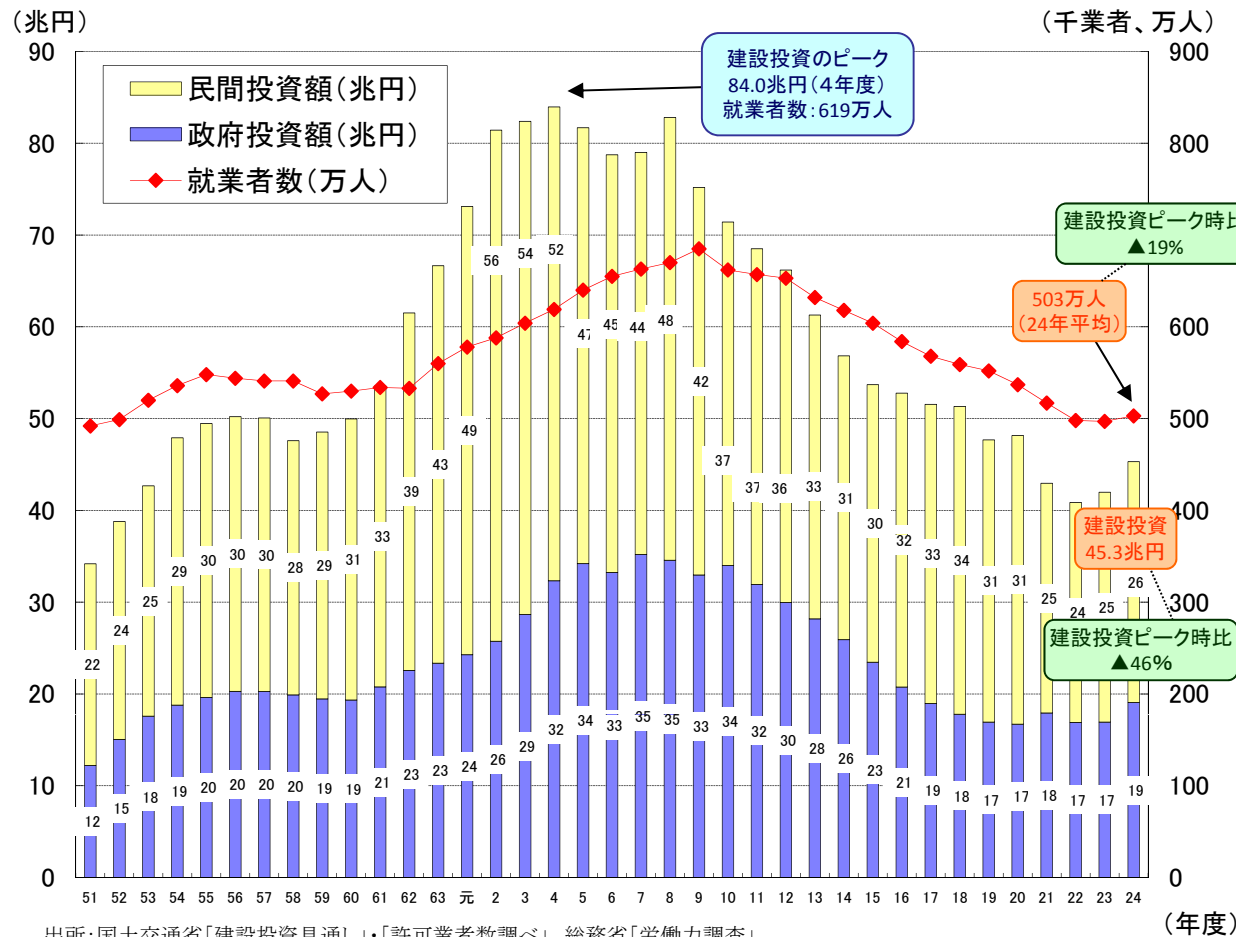
労働者減少の背景(1) 建設投資及び就業者数の推移、低価格入札の状況 国土交通省

- 建設投資額(24年度見通し)は約45兆円で、ピーク時(4年度)から約46%減。
- 建設業就業者数(24年平均)は503万人で、建設投資ピーク時(4年平均)から約19%減。

投資額の減少により、
受注競争が激化

労働者一人当たりの
投資額は、**34%減**

- 都道府県の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される**低価格入札**の案件の割合が年々増加。
→ **労働者にしわ寄せ**



出所: 国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成21年度まで実績、22年度・23年度は見込み、24年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年については被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を除く44都道府県の合計値に被災3県の推計値を加えた値。

※1 低価格入札の発生率とは、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合

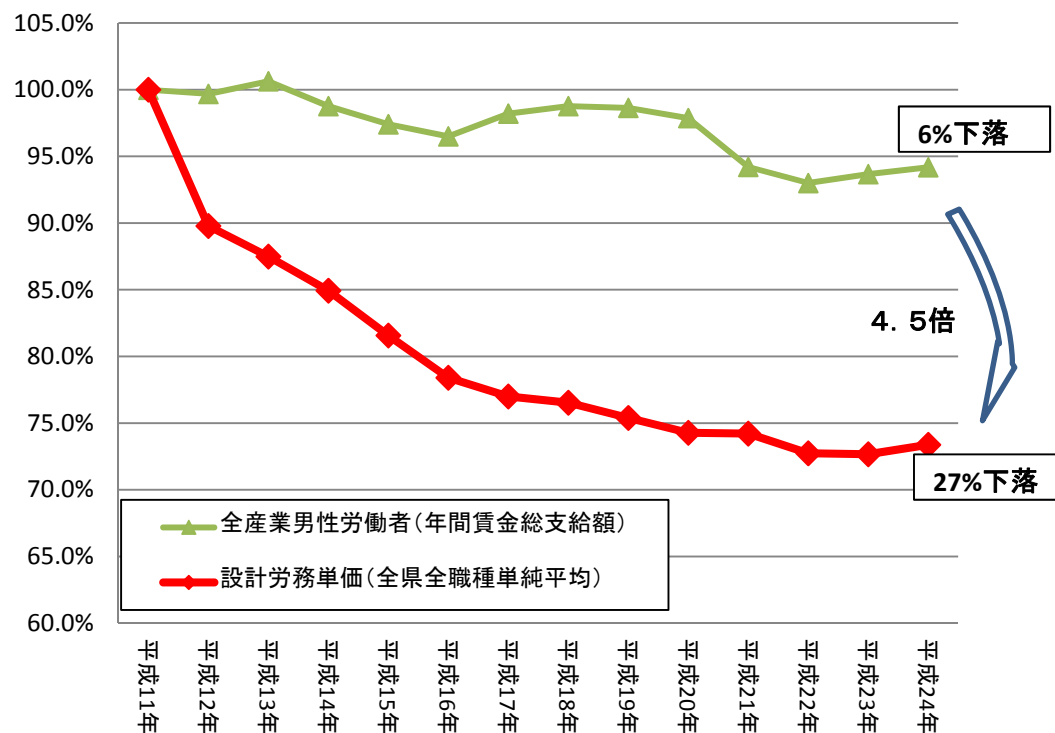
※2 国土交通省直轄工事においては、8地方整備局で契約した工事(港湾空港関係除く)

労働者減少の背景(2) 建設業の賃金水準の低さ

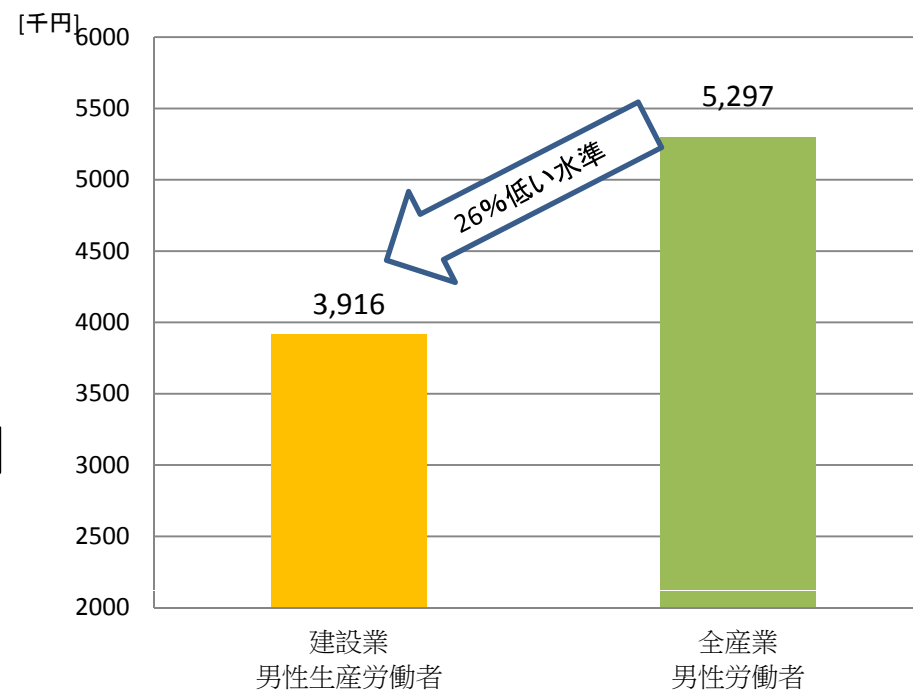
全産業と比べて、**賃金**の**下落率**が大きい

男性労働者の比較では、**全産業**よりも**26%低い水準**

賃金の推移(指数 平成11年基準)



年間賃金総支給額 産業別水準(平成24年)



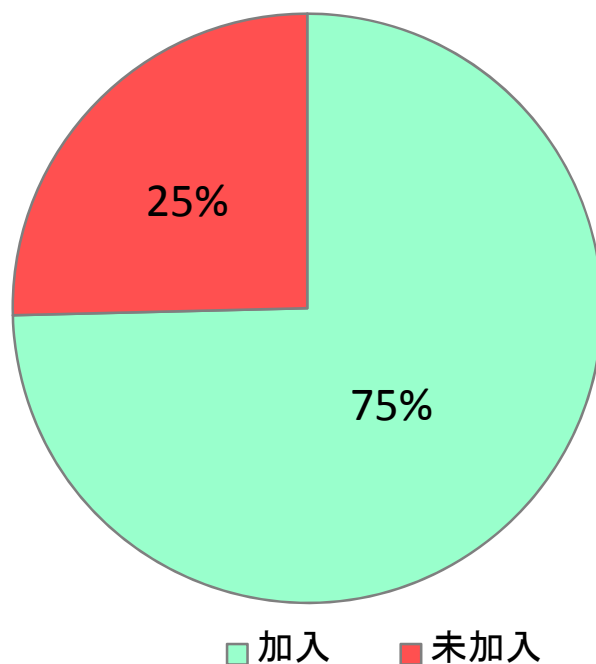
参考: 賃金構造基本統計調査(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)(厚生労働省)

参考: 賃金構造基本統計調査(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)(厚生労働省)
年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

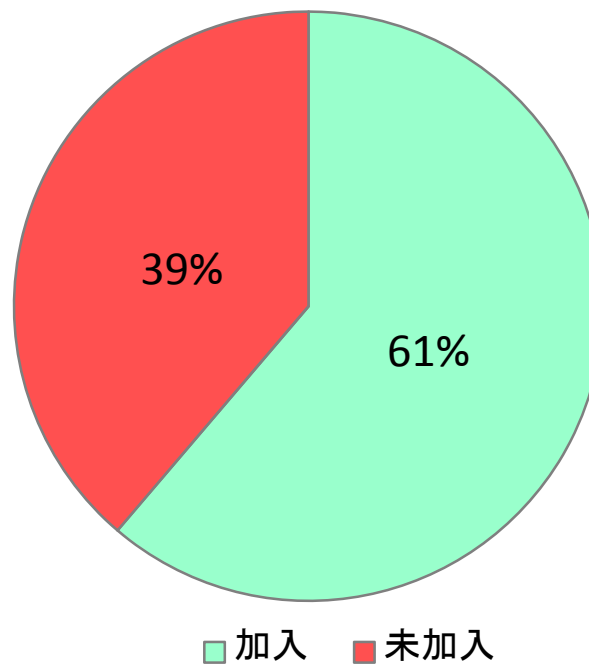
労働者減少の背景(3) 社会保険にすら加入できない就労環境

- 法令上の義務である社会保険に**未加入の労働者が多数**
- 社会保険にすら加入できない就労環境が**若年入職者減少の一因**。
しかも、適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利という矛盾した状況。

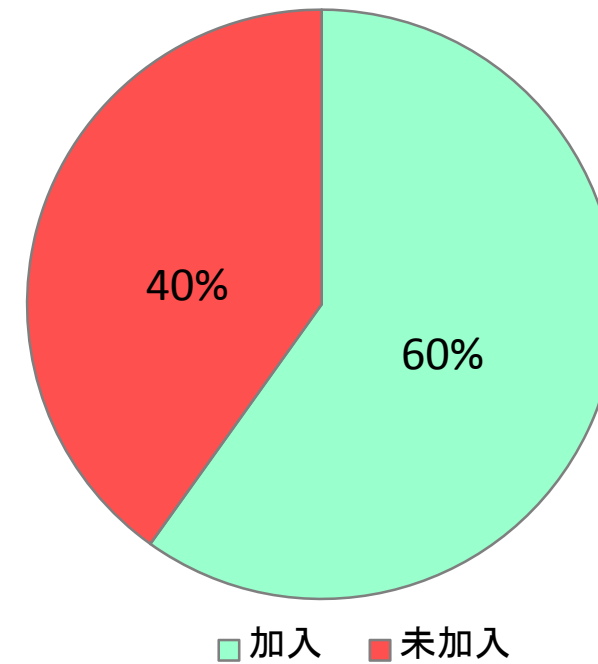
＜雇用保険＞



＜健康保険＞



＜厚生年金＞

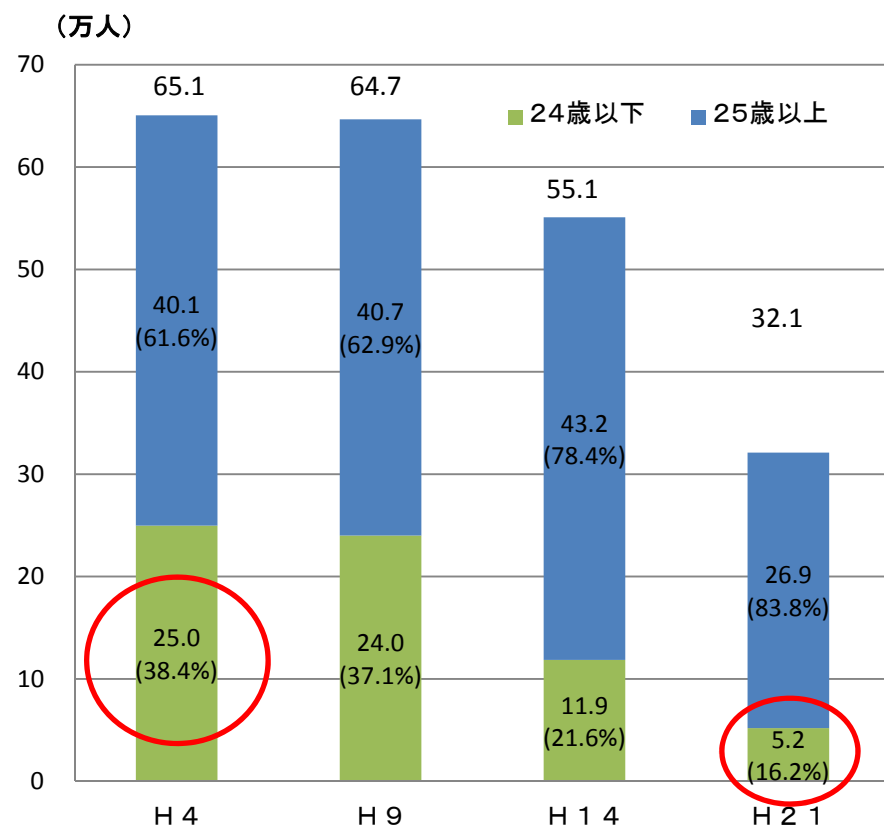


労働者減少の背景(4) 若年入職者の減少、高い離職率

建設業への若年入職者(24歳以下)は平成4年の**1/5**

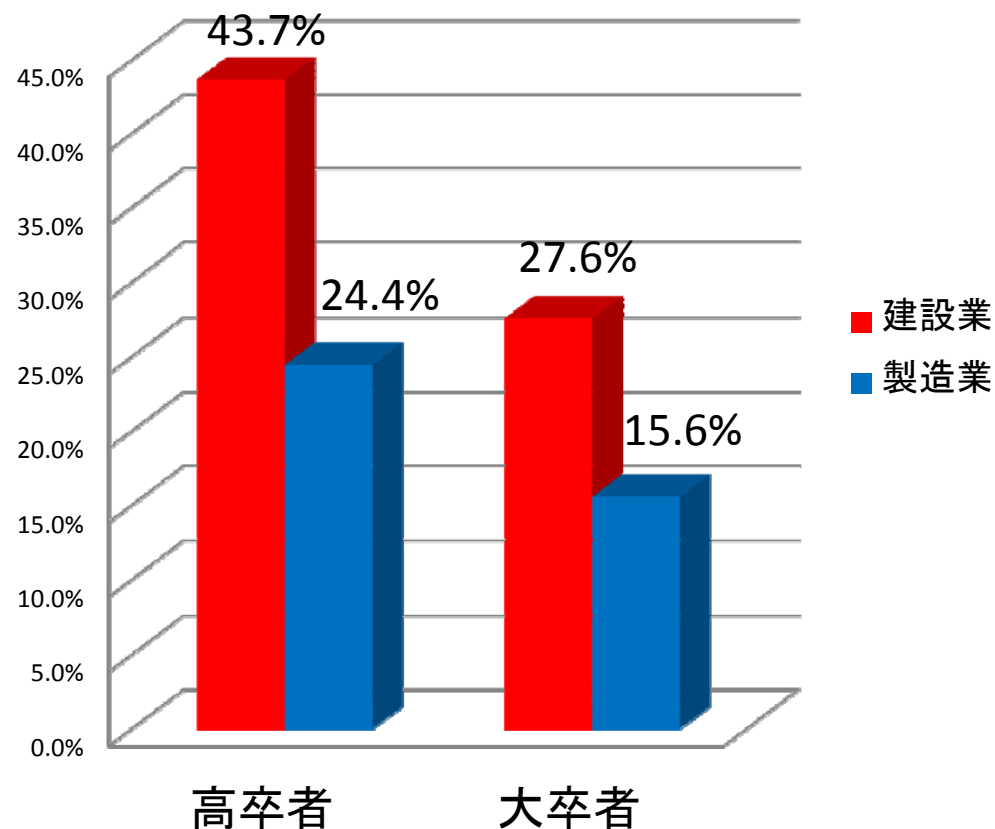
入職後の離職率は、建設業の場合、製造業の**2倍弱**

1. 入職者数の推移



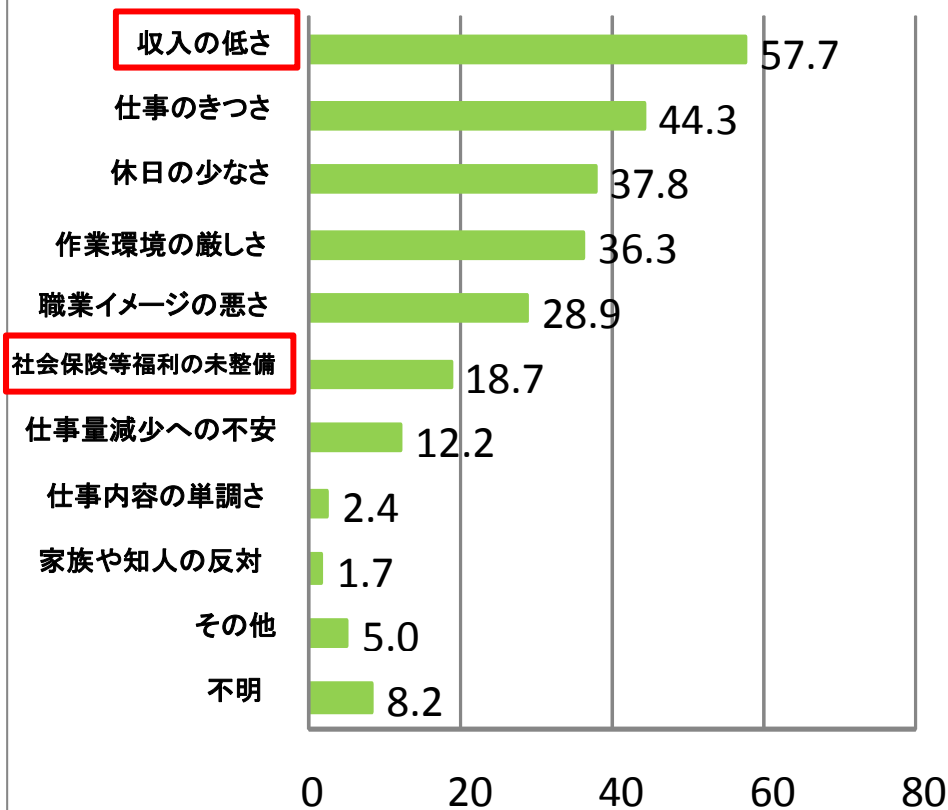
資料: 厚生労働省「雇用動向調査」

2. 就職後3年以内の離職率(H21.3卒業生)

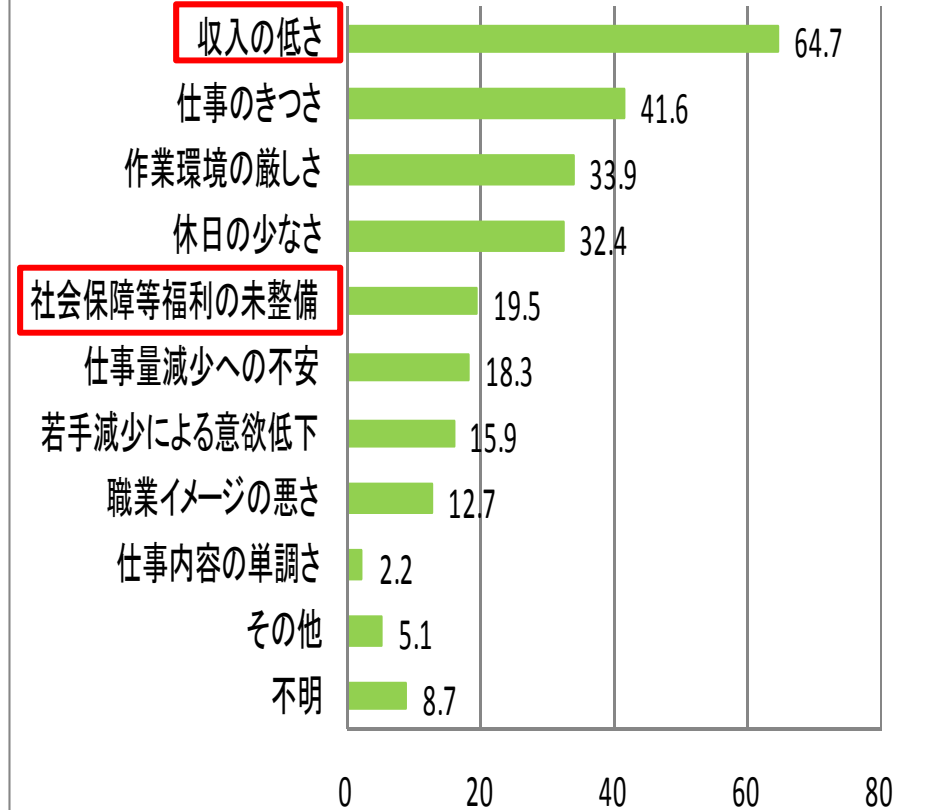


出所: 厚生労働省「新規学卒者の離職状況に関する資料」。
「就職者数」は、新規学卒として雇用保険に加入した者。

若手の建設技能労働者が入職しない原因



若手・中堅の建設技能労働者が離職する原因

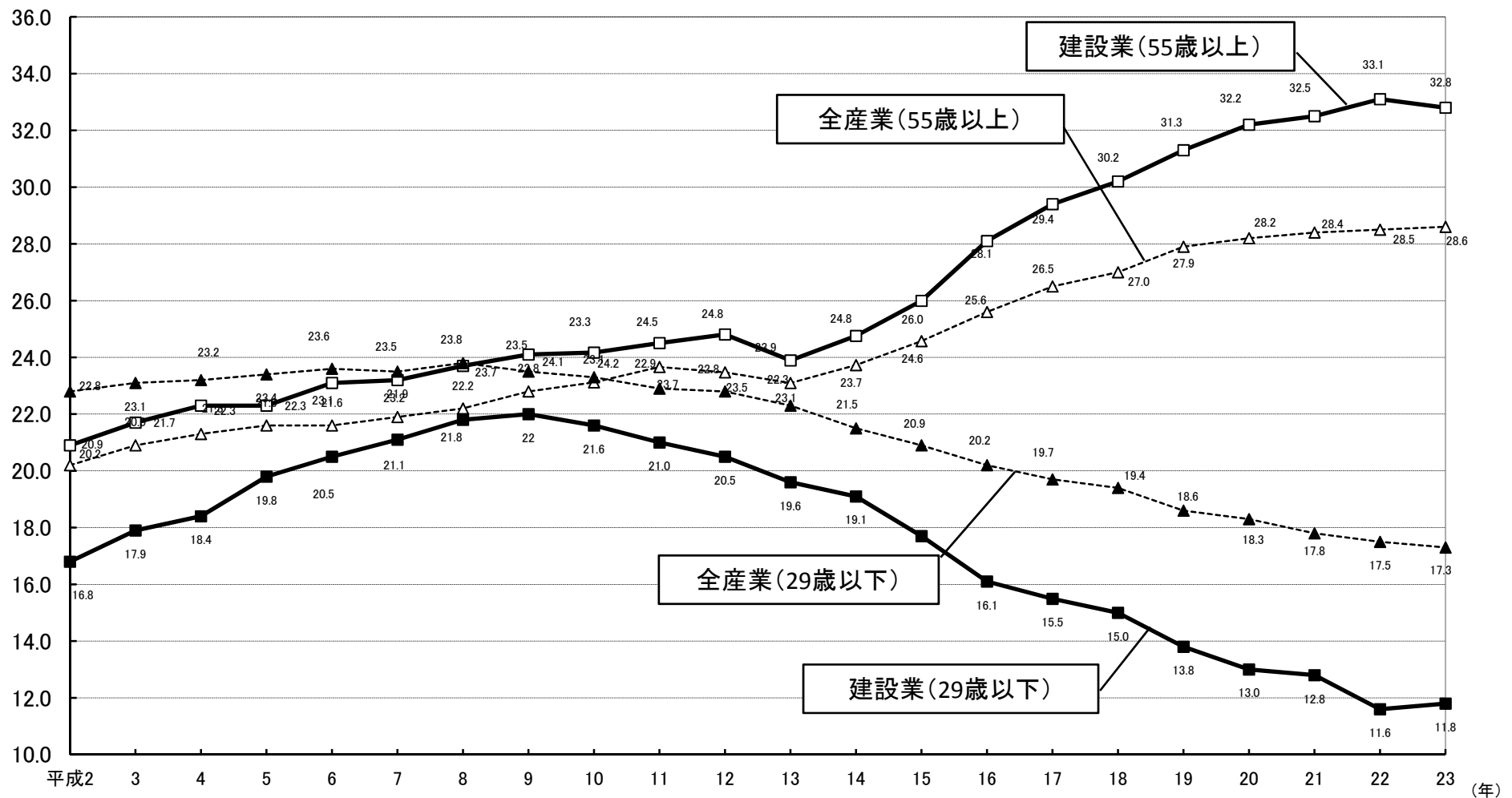


出所: 建設産業専門団体連合会「建設技能労働力の確保に関する調査報告書」(平成19年3月)

労働者減少の背景(6) 高齢者の増加

○ 建設業就業者は、55歳以上が約33%、29歳以下が約12%と、若年者の割合が著しく低下し、高齢化が進行している。(この結果、次世代への技能承継が大きな課題。)

※実数ベースでは、建設業就業者数のうち55歳以上が約10万人、29歳以下が約2万人減少している。(平成23年度)



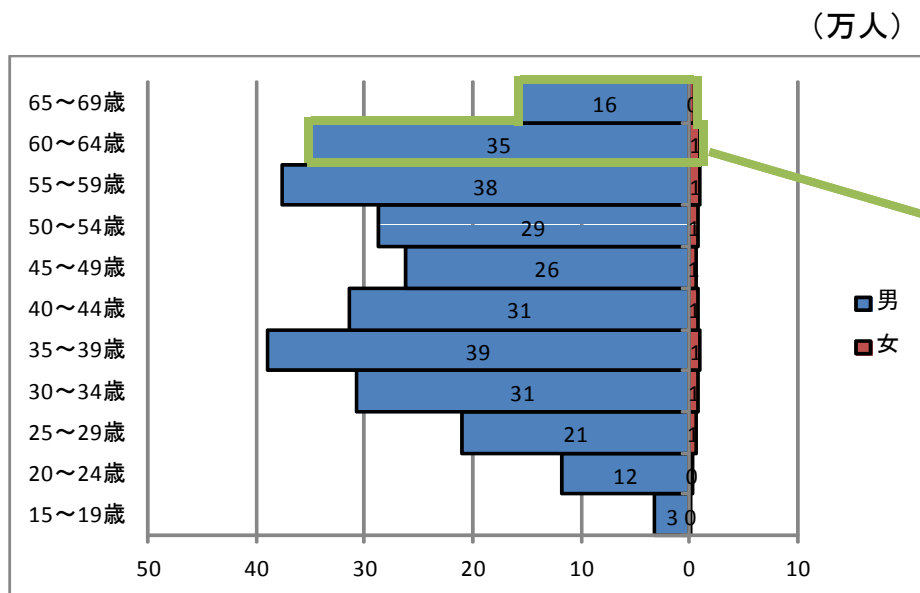
資料：総務省「労働力調査」

労働者減少の背景(7) 高齢者の引退、若年者の入職減

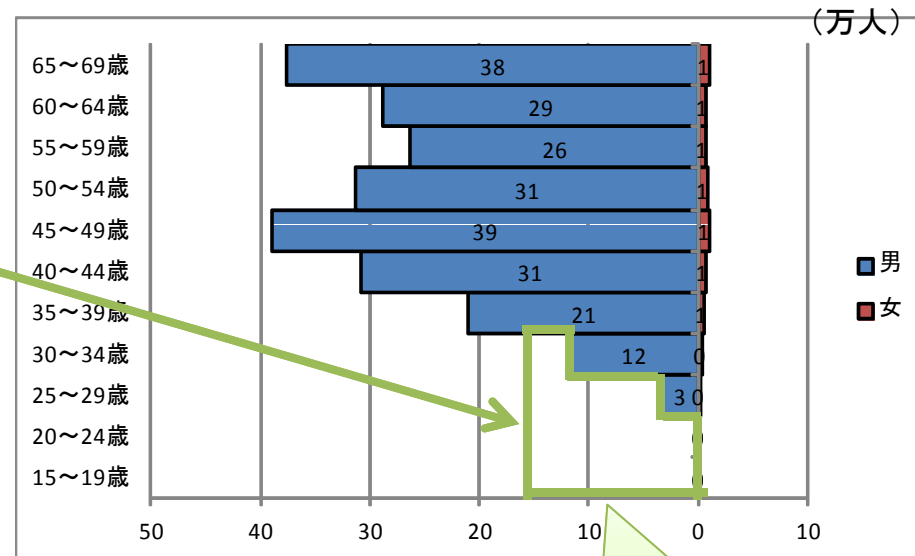
- 現在、**60歳以上**の建設技能労働者等は**52万人**存在し、全体の**約18%**に上る。
- **今後も**引退による**労働者数の減少は続き**、**10年後**には、大半が**引退**。
- 他の年齢層においても年齢の上昇が見込まれる。→ **若年入職者の確保が課題**

※ なお、一定の能力を備えた技能労働者等を育成するためには、職種にはよるものの、概ね10年程度の時間がかかると言われているところ。

平成22年の
建設技能労働者等の人口ピラミッド



10年後の
建設技能労働者等の人口ピラミッド
(想定)



これだけの技能労働者を、
若年入職で補填しなくてはならない。

社会保険等未加入対策の全体像

現 状

- 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
 - 【企業別】 3 保険ともに加入している割合 **84%**
 - 【労働者別】 雇用保険 **75%**、健康保険 **61%**、厚生年金 **60%**
- <H24. 10 公共工事労務費調査>

課 題

- 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な **技能の承継が困難** に。
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という **不公正な競争環境**。

総合的対策の推進

推進協議会の設置 (第2回 H24.10実施)

保険加入促進計画の策定

ダンピング対策

行政による チェック・指導

<H24. 7~>

- 経営事項審査における減点幅の拡大

<H24. 11~>

- 許可時・経審時に加入状況を確認・指導
- 立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導
- 指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

下請企業への指導 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)

<H24. 11~>

- 協力会社に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入の勧奨・指導。
- 下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、適用除外ではない未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。
- 2次以下の下請企業についても、確認・指導。
- 新規入場者の受け入れに際し、作業員名簿の社会保険欄を確認し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、特段の理由が無い限り、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。
- 建設工事の施工現場等における周知啓発 等

法定福利費の確保

<元請>

- 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求める。
- 専門工事業から法定福利費が内訳明示された見積書が提示された場合、これを尊重する。

<発注者>

- 必要以上の低価格による発注を避け、必要な経費を見込んだ発注を行う。
- 法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮する。

<法令遵守ガイドライン>

発注者・受注者、元請負人・下請負人は、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮・確保すべき

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を実現

- 原則として入札日時点の単価を用いて積算をしていることから、4/1以降に契約する工事であっても、前年度単価を適用しているものがある。
- 今般、平均約15%の労務単価の上昇が生じたことを踏まえ、工事の品質確保や円滑な工事の実施等の観点から、4/1以降に契約する工事については、新単価に基づく契約変更を行えるよう措置。（平成25年4月8日付通知）

今回の措置の概要

適用対象	平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、平成24年度設計労務単価を適用しているもの
趣 旨	大幅な労務単価の引上げに対応する措置 ※今回の新労務単価設定に限定した措置とする。
措置内容方法	平成25年度設計労務単価を適用した契約額の変更 変更契約額＝（新労務単価により積算された予定価格） ×（当初契約の落札率）

※都道府県・政令市に対しても、国交省の取組みを参考として適切な運用に努めていただくよう、また、都道府県内市区町村にも通知いただくよう、同日付で要請。

※建設業団体に対して、請負代金に変更された場合は、元下間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう要請。

資料 2

国土入企第 36 号

平成 25 年 3 月 29 日

建設業団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 25 年度の公共工事設計労務単価が決定・公表され、前年度と比べ、全国平均で約 15%、被災三県の平均では約 21%の上昇となったところである。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っている。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、ここで適切な対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持・更新にも支障を及ぼすおそれがある。

若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を約 26%も下回る給与の水準の低さであり、また、最低限の福利厚生であり法令により加入義務のある社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つである。

一方、現内閣は、その基本方針（平成 24 年 12 月 26 日閣議決定）において、「雇用や所得の拡大を目指す」ことを掲げるとともに、内閣総理大臣自身が経済界との意見交換会において、働く人の所得の増大を目指し、政府・経済界・労働界が大局的観点から一致協力して取り組むことによりデフレ経済からの脱却を図るとの方針を示している。

こうした諸事情を踏まえれば、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は、建設産業全体の喫緊の課題であり、下記のとおり、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について、貴団体傘下の建設企業において、ご理解と適切な対応を図られたく、周知徹底方お願いする。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払に対する特段の配慮

公共工事の適正な施工を確保するためには、技能レベルが確保された労働者による施工が不可欠であり、こうした技能者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払が極めて重要である。また、技能労働者に対して適切な水準の賃金が支払われることは、公共工事設計労務単価及び予定価格への反映を通じて発注価格の水準の適正化にもつながり、これにより技能労働者に対する適切な水準の賃金支払も可能になるといった健全な循環の実現に寄与することとなる。加えて、現内閣においては、公共投資の拡大を労働者の所得増加に結びつけ、消費の拡大、さらには生産の拡大を通じてデフレ経済からの脱却を目指しているところであり、公共事業の受け手である建設業における労働者の賃金上げは、極めて重要な課題である。

平成25年度の公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取り組みを進める必要がある。

このため、これらの点に十分留意の上、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。専門工事業業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の上げを図ること。

なお、国土交通省においては、公共工事設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金水準の上昇に結びついているか、別途実態を把握した上で、その状況を翌年度の公共工事設計労務単価の改訂に反映することとしているので留意されたいこと。

2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務であり、また、技能労働者に最低限の福利厚生を保障して、若年入職者の確保を図ることが技能承継を通じた建設産業の持続的発展に不可欠である。

今回改定された平成25年度の公共工事設計労務単価においては、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること。また、専門工事業業者においては、既に作成が進んでいる標準見積書及び作成手順書の活用等により見積書における法定福利費の内訳明示を推進するとともに、技能労働者に対し、法

定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に参加させること。

3. 若年入職者の積極的な確保

若年者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて伸びていくことができるという健全な循環を形成することができるよう、今回の公共工事設計労務単価の引上げを若年者の賃金引上げと社会保険等への加入につなげることによって、これまで困難であった若年入職者の確保を積極的に推進すること。

4. ダumping受注の排除

平成24年度補正予算の経済効果の早期発現を図り、デフレ経済からの脱却を図るため、さらには、近年のダumping受注により下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためにも、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、ダumping受注を排除するとともに、建設業法第19条の3に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

5. 設計変更に伴う下請企業への適切な支払

「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け総行第43号、国土入企第34号）2.（1）において、労務の需給に係る状況等から入札不調・不落が懸念される地域においては、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成25年2月6日付け国技建第7号）を参考として適切な運用に努めるよう公共発注者あて通知されたところであるが、この措置に基づき、設計変更により発注者から追加費用が支払われる場合において、地域外からの労働者確保に要する費用（宿舍費等）や資材の遠隔地からの調達に伴う輸送費等を下請企業が負担しているときは、元請企業は、設計変更により追加支払が行われる趣旨にかんがみ、また、労働者に適切に賃金が支払われるようにするためにも、下請企業にその負担額を適切に支払うこと。

6. 労務費の急激な変動への対応

国土交通省においては、当分の間、各地域の技能労働者の賃金の推移を注視するとともに、賃金水準の上昇の兆しがみられる地域については、賃金の急激な変動により公共工事設計労務単価が賃金実態を反映しておらずに年度途中の見直しが必要かを検討するために、より詳細な調査を実施することとしているので、これにご協力いただきたいこと。

7. 資材不足等への適切な対応

公共工事の増加に伴う建設資材の不足や価格上昇についての情報を適切に提供いただくとともに、不足や価格上昇が具体化した際には、建設資材対策地方連絡会等を通じ、公共工事発注者、資材団体等と情報共有を図りつつ、連携して適切な対策を講じること。

平成25年3月29日

各都道府県知事 殿

(市町村担当課、契約担当課扱い)

各都道府県知事、各政令指定都市市長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成25年度の公共工事設計労務単価が決定・公表され、前年度と比べ、全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となったところです。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少するとともに、高齢化が著しく進展しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っています。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、ここで適切な対策を講じなければ、行政の責任である将来の災害対応やインフラの維持・更新にも支障を及ぼすおそれがあります。

若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を約26%も下回る給与の水準の低さであり、また、最低限の福利厚生であり法令により加入義務のある社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つです。

一方、現内閣は、その基本方針（平成24年12月26日閣議決定）において、「雇用や所得の拡大を目指す」ことを掲げるとともに、内閣総理大臣自身が経済界との意見交換会において、働く人の所得の増大を目指し、政府・経済界・労働界が大局的観点から一致協力して取り組むことによりデフレ経済からの脱却を図るとの方針を示しています。

こうした諸事情を踏まえれば、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は喫緊の課題であり、下記の措置を講じることにより、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等を促進していただけるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をよろしくお取り計らいください。

記

1. 平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用

建設投資の大幅な減少に伴うダンピング受注と下請へのしわ寄せ等により、技能労働者の就労条件は大きく悪化しており、これを背景に、近年、技能労働者の減少が続いています。平成25年度公共工事設計労務単価は、こうした技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させて設定したものです。

公共工事の予定価格は、できる限り市場の実勢を適切に反映して作成されなければならない、その積算に当たっては、別に参考送付された同単価を速やかに適用されるよう、よろしくお願いします。

2. ダンピング受注の排除

近年のダンピング受注により下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要です。

ダンピング受注の排除を含め、契約価格の適正化については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け総行第43号、国土入企第34号）2において、総務省自治行政局長及び国土交通省土地・建設産業局長より要請したところでありますが、この度の公共工事設計労務単価の設定が、技能労働者に対する適切な賃金支払いにつながることを踏まえ、あらためて、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底することによりダンピング受注の排除に努めていただくようお願いします。また、建設業法第19条の3に規定されているとおり、公共発注者であっても、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めてご理解をお願いします。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務

であり、また、建設労働者に最低限の福利厚生を確保して、若年入職者の確保を図ることが技能承継を通じた建設産業の持続的発展に不可欠です。

今回改定された平成25年度の公共工事設計労務単価においては、労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）が勘案されているほか、既に平成24年4月に現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう既に要請を行ったところです。

つきましては、受注者と専門工事業主との間で、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による下請契約が締結されよう、受注者に、社会保険料相当額の適切な支払を指導するとともに、その支払状況を確認するなどの特段のご配慮をお願いします。

4. 労務費の急激な変動への対応

国土交通省においては、当分の間、各地域の技能労働者の賃金の推移を注視するとともに、賃金水準の上昇の兆しがみられる地域については、賃金の急激な変動により公共工事設計労務単価が賃金実態を反映しておらずに年度途中の見直しが必要なものとなっていないかを検討するために、より詳細な調査を実施することとしていますので、その見直しが行われた場合には、予定価格の積算に適切に反映させるようお願いします。

主な民間発注者団体 あて

国土交通省土地・建設産業局長

適正な価格による工事発注について

本日、平成25年度の公共工事設計労務単価を決定・公表しました。これは、公共事業の積算に用いる労務費の単価であり、約17万人の技能労働者の賃金実態調査に基づいて、原則毎年度、各都道府県ごと・51職種ごとに決定しているものです。

平成25年度は、近年続いている技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映するとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映した結果、前年度と比べ、全国平均で約15%、東日本大震災の被災三県では約21%の上昇となりました。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、著しい低価格による受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者は大きく減少しています。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、このままでは、施工に必要な技能労働者の不足が一層激しくなり、近い将来、建設工事の円滑な施工に支障が生じるとともに、工事の品質にも影響が及ぶおそれがあります。

若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を約26%も下回る給与の水準の低さであり、また、社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つです。

一方、現内閣は、その基本方針（平成24年12月26日閣議決定）において、「雇用や所得の拡大を目指す」ことを掲げるとともに、内閣総理大臣自身が経済界との意見交換会において、働く人の所得の増大を目指し、政府・経済界・労働界が大局的観点から一致協力して取り組むことによりデフレ経済からの脱却を図るとの方針を示しています。

つきましては、技能労働者の適切な賃金水準の確保に不可欠となる、適正価格による工事発注に向け、下記のとおり、傘下の会員企業各位に取り組んでいただきたく、周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

1. 平成25年度公共工事設計労務単価の背景事情を踏まえた適正価格による工事発注

平成25年度の公共工事設計労務単価は、上記のとおり、著しい低価格による契約のしわ寄せが技能労働者の就労条件に及び、技能労働者の減少と労務費の上昇につながっていること、円滑な施工への支障や工事品質への悪影響が生じかねないこと、及びこれらの問題への対応は待ったなしであること、を考慮して設定したものです。

このことを十分にご理解をいただき、建設工事を発注するときは、必要な経費を適切に見込んだ適正な価格で請負契約を締結するようにしてください。

なお、建設業法第19条の3に規定されているとおり、建設工事の発注者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額で契約を締結してはならないことに、改めて留意してください。

2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務です。今回改定された平成25年度の公共工事設計労務単価においては、労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、事業主が負担すべき法定福利費についても、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、適切に予定価格に反映されるよう措置されています。

このため、建設工事を発注するときは、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額で請負契約を締結するようにしてください。

なお、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、工事の発注者は、保険加入義務を定めた法令への違反を助長するおそれがあると同時に、建設業法第19条の3の違反当事者となるおそれがありますので、十分ご留意下さい。

国 土 入 企 第 2 号
平成 2 5 年 4 月 8 日

建設業団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

平成 2 5 年度公共工事設計労務単価に基づく契約変更の取り扱いについて

国土交通省においては、平成 2 5 年 4 月 1 日以降に契約を行う工事のうち、平成 2 4 年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）を適用して予定価格を積算した契約について、受注者の請求によって平成 2 5 年度設計労務単価（新労務単価）に基づく請負代金額に変更できるよう、直轄工事については、別添 1 のとおり通知し、地方公共団体に対しては、別添 2 のとおり適切な取扱いを要請したところである。

貴団体におかれては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、請負代金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 2 5 年 3 月 2 9 日付け国土入第 3 8 号）の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう周知徹底方願います。

国地契第 3 号
国官技第 7 号
国港総第 6 号
国港技第 1 号
国営管第 12 号
国営計第 3 号
国北予第 2 号
平成 25 年 4 月 8 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長
	企 画 部 長
	営 繕 部 長
	港湾空港部長
北 海 道 開 発 局	事業振興部長
	営 繕 部 長 あて

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長

「平成 25 年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「平成 25 年度公共工事設計労務単価について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土建労第 40 号、国港技第 126 号）により「平成 25 年度公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）が決定され、労務単価が平成 24 年度公共工事設計労務単価（「平成 24 年度公共工事設計労務単価について」（平成 24 年 3 月 26 日付け国土建整第 172 号、国港技第 140 号）において定められた公共工事設計労務単価をいい、以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 15.1

パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一．措置の内容

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書第 55 条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）別冊工事請負契約書第 55 条及び「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）別冊工事請負契約書第 57 条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

第二．対象工事

平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行い、契約後の工事にあつては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

第三．請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

第四．その他

本通知に基づく請負代金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、大臣官房官庁営繕部、各地方整備局及び北海道開発局において、業務の状況等を勘案し、適切に設定されたい。

別添 2

国 土 入 企 第 1 号

平成 2 5 年 4 月 8 日

各都道府県知事 殿

（市町村担当課、契約担当課扱い）

各政令指定都市市長 殿

（契約担当課扱い）

国土交通省土地・建設産業局長

「平成 2 5 年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

平成 2 5 年度公共工事設計労務単価の早期適用については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 2 5 年 3 月 2 9 日付け国土入企第 3 7 号）1 において、国土交通省土地・建設産業局長より要請したところではありますが、別添 1 のとおり、国土交通省直轄工事においては運用に係る特例措置を講じることとなりましたので、これを参考として、適切な運用に努めて頂くようお願いいたします。また別添 2 のとおり、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨通知をお願いいたします。